

真 鶴 町

第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

真 鶴 町

ごあいさつ

今回策定いたしました「真鶴町第6期障がい福祉計画」及び「真鶴町第2期障がい児福祉計画」は、平成30年3月に策定いたしました「第3期障がい者計画」を土台として、令和3年度（2021）～令和5年度（2023）までの3年間の具体的な福祉サービス等の提供体制の整備を計画するもので、これらの計画は、新総合計画の本町の将来像であります、「幸せをつむぎ、ともに進むまち真鶴」の実現に向けた障がい福祉の指針となるものです。



これまで、平成18年の障害者自立支援法の施行により、市町村に対して障害福祉計画の策定が、またその後、平成28年に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行により、障害児福祉計画の策定が義務付けられ、障がい福祉サービスの充実に向けた取組を進めてまいりました。

しかしながら、近年の新型コロナウイルス感染拡大は、予測しない日常の変化に不安を感じやすい障がいのある方や、暮らしを支える支援者にも大きな影響を与えており、いまだ先が見えない状況のなか障がいのある方を取りまく状況は、たいへん厳しい状態にあると言わざるを得ません。

このような状況の中、障がい者及び障がい児、一人一人が等しく「かけがえのない」「尊い」「大切な」存在であり、心身ともに健やかに日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、これからも、福祉サービス事業について、必要な方々への周知を図るとともに、それぞれのニーズの把握に努め、サービスの充実と提供体制の基盤づくりに努めて参りますので、町民の皆様や関係者の皆様の更なるご理解とご支援、ご協力をお願いいたします。

令和3年3月

真鶴町長
松本一彦

目 次

第1章	計画策定にあたって.....	1
1.	計画策定の背景・趣旨.....	1
2.	計画の位置づけ・性格.....	2
3.	計画の対象.....	2
4.	計画の期間.....	3
第2章	障がい者を取りまく状況.....	5
1.	真鶴町の人口と障がい者数の推移.....	5
2.	真鶴町の障がい者の推計.....	6
第3章	計画の基本理念と基本目標.....	9
1.	計画の基本理念.....	9
2.	障がい福祉サービス等の体系.....	10
第4章	障がい福祉サービスの充実.....	11
1.	前期計画の実績について.....	11
2.	訪問系サービス.....	13
3.	日中活動系サービス.....	15
4.	居住系サービス.....	19
5.	相談支援.....	21
6.	地域生活支援事業.....	23
7.	障がい児支援.....	28
8.	障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業（県西あんしんネット）.....	30
9.	計画の成果目標.....	31
第5章	施策の推進に向けて.....	37
1.	計画の推進.....	37
2.	計画の進行管理.....	38

※「障害」と「障がい」の表記について

本計画においては、人の状態を表すなど、人に関連して使用する場合は、人権尊重の観点から「障がい」と表記し、法律名やそれに関する文言、病名、団体名、その他固有の名称などで元々の表記が「障害」とされている場合は、それに合わせた表記をしています。

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

わが国では、「完全参加と平等」をかかげた昭和56年の「国際障害者年」をきっかけに、障がいのある人を対象とした福祉が大きく発展し、平成5年の「障害者基本法」の成立により、ノーマライゼーションの社会づくりを目指して、各種の施策・事業が進められてきました。

その後、平成14年の「新障害者プラン」では、障がいのある人の社会参加に向けた力の向上と、バリアフリー化の推進等が定められ、平成15年には支援費制度が実施されるなど、障がいのある人を取りまく環境は大きく変化しました。

平成24年6月には、障がい者（児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉の増進や地域社会の実現を図ることを目的に、「障害者総合支援法」（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が制定されました。「障害者総合支援法」は平成28年に改正され、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が求められています。

また、平成26年1月に障害者権利条約を批准したことを受けて、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、障がい者の権利擁護等を目的とする一連の法律が整備されているところです。

さらに、社会福祉法の改正では、「高齢者」や「障がい者」といった従来の分野の垣根を越え、地域住民が一体となって一人一人の生活課題に総合的に対応していく「我が事、丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた動きが求められています。

神奈川県では、昭和59年3月に「障害福祉長期行動計画」を策定し、障がい者施策を総合かつ計画的に推進してきました。平成28年には、県立障害者支援施設で起こった事件を受け、このような事件が二度と繰り返されないよう、改めて『ともに生きる社会かながわ』の実現を目指し、「ともに生きるかながわ憲章」が策定されました。

本町では、平成30年度に障がいのある方もない方も安心して暮らせる地域社会を目指して、「真鶴町第3期障がい者計画及び第5期障がい福祉計画（第1期障がい児福祉計画を含む）」を策定しました。令和2年4月に新型コロナウイルスによる感染症対策として緊急事態宣言が発出され、これまでの生活が大きく変わりました。障がい者福祉や障がい福祉サービス、事業についても、新しい観点での見直しや工夫が必要となってきています。

本計画は、「真鶴町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することを受け、新たに「真鶴町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を改定するものです。

「ノーマライゼーション」とは？

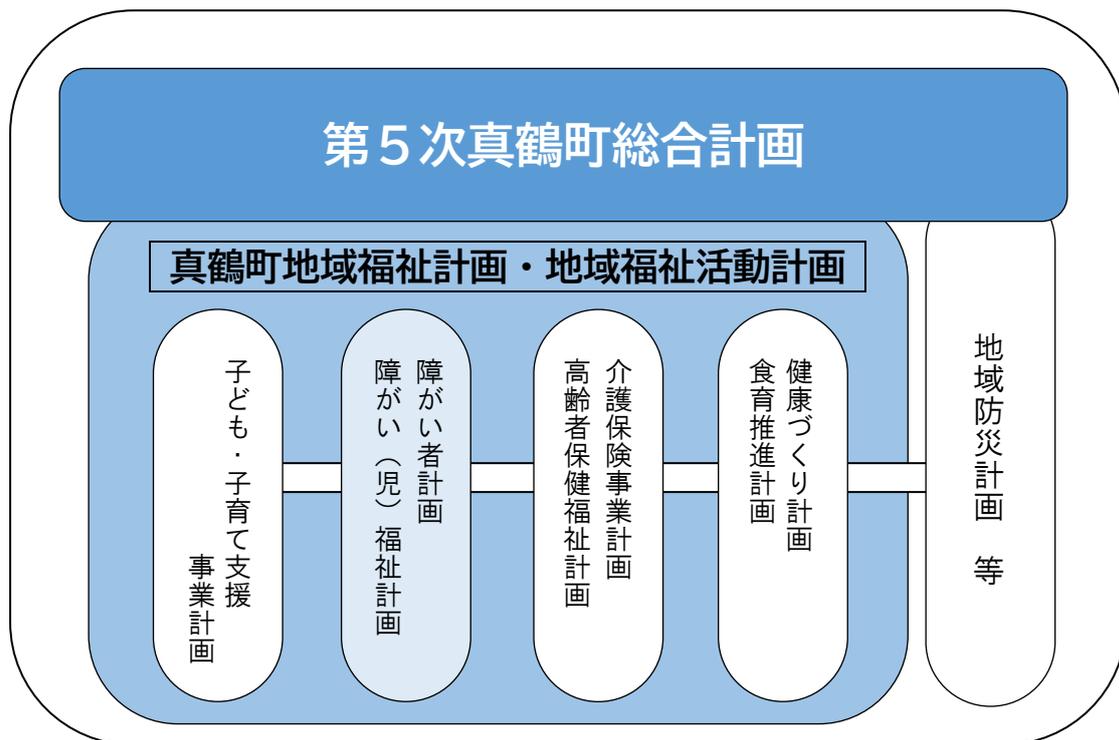
障がいのある人もない人も、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にすることができるように、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す社会理念です。

2. 計画の位置づけ・性格

真鶴町障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」に相当し、平成 30 年 4 月 1 日施行後の児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する「市町村障害児福祉計画」に相当する真鶴町障がい児福祉計画を含むものです。

本計画は、国の「障害者基本計画」、県の「かながわ障害者計画」との整合性を図るとともに、町の「真鶴町総合計画」や、その他の町の関連計画との整合性も図りながら策定したものです。

図 他関連計画との関係イメージ



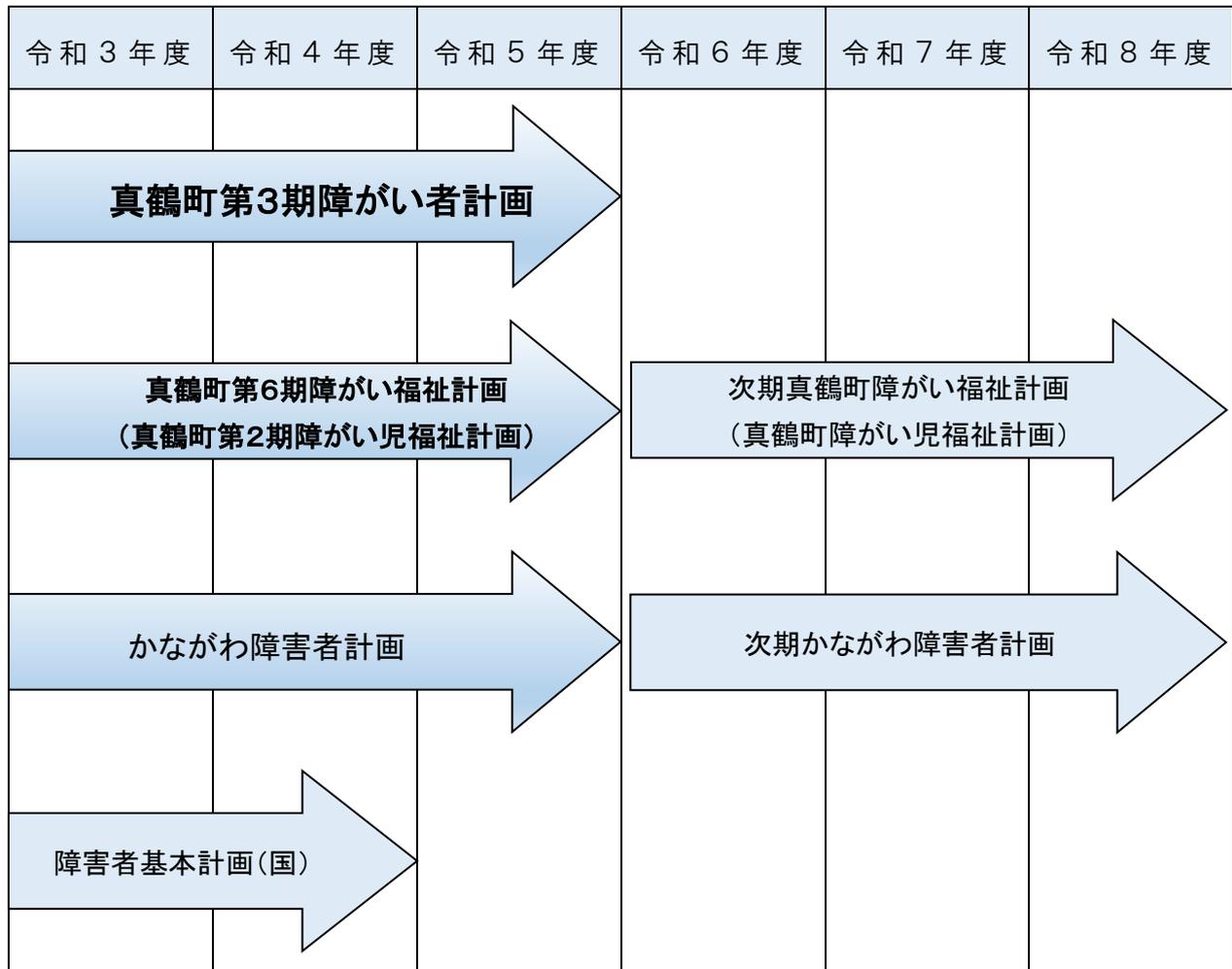
3. 計画の対象

本計画では、障害者基本法第 2 条に規定されている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁（事物・制度・慣行・観念等）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を対象とします。このなかには、難病（特定疾患）や高次脳機能障害などのために、日常生活や社会生活において様々なハンディキャップがある人も含まれます。

また、計画の推進にあたっては、障がいの有無にかかわらず、全ての町民が協力、協働するものとします。

4. 計画の期間

真鶴町第6期障がい福祉計画の期間は、国の指針により3年を1期として策定し、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。



第2章 障がい者を取りまく状況

第2章 障がい者を取りまく状況

1. 真鶴町の人口と障がい者数の推移

本町の障がい者数は、総人口の減少に伴い年々減少傾向にあり、令和2年度で身体障がい者が336人、知的障がい者が75人、精神障がい者が48人の合計459人となっています。

(人)

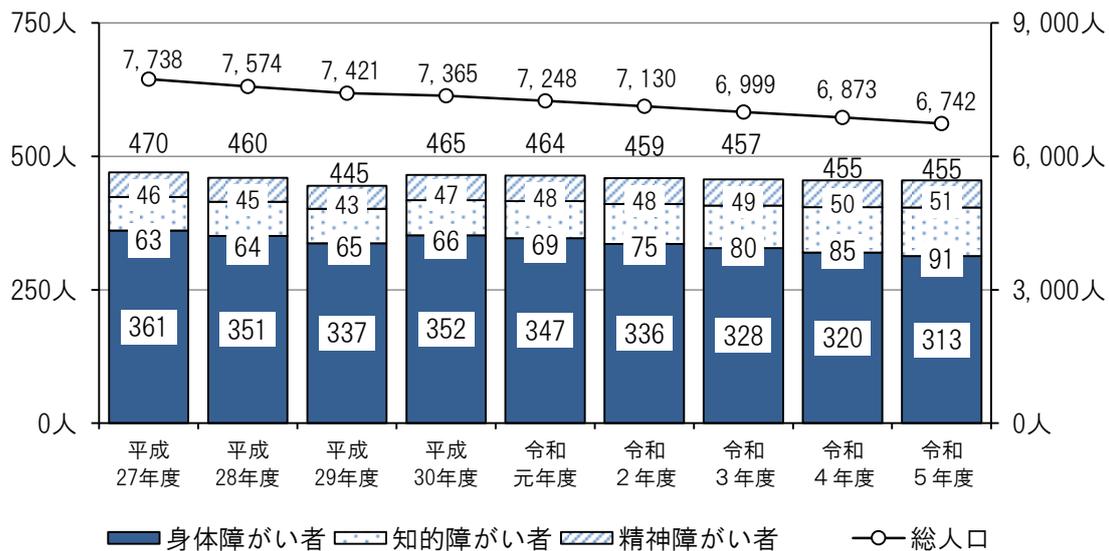
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
総人口	7,738	7,574	7,421	7,365	7,248	7,130	6,999	6,873	6,742
障がい者計	470	460	445	465	464	459	457	455	455
身体障がい者	361	351	337	352	347	336	328	320	313
知的障がい者	63	64	65	66	69	75	80	85	91
精神障がい者	46	45	43	47	48	48	49	50	51
自立支援医療証	101	102	100	98	100	99	100	101	102

※総人口は、各年度10月時点の住民基本台帳及び外国人登録の合計

※令和3年度以降は、コーホート変化率法による推計を元に、地域の現状を勘案した推計値

※障がい者数は、障害者手帳等の所持者数とする

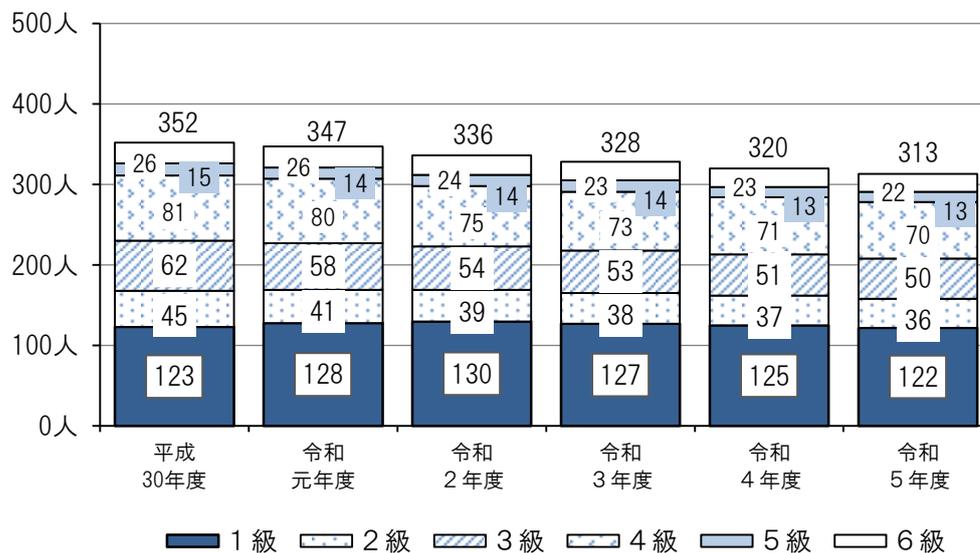
※障害者手帳及び自立支援医療証の所持者数は、各年度当初の値。令和3年度以降は推計値



2. 真鶴町の障がい者の推計

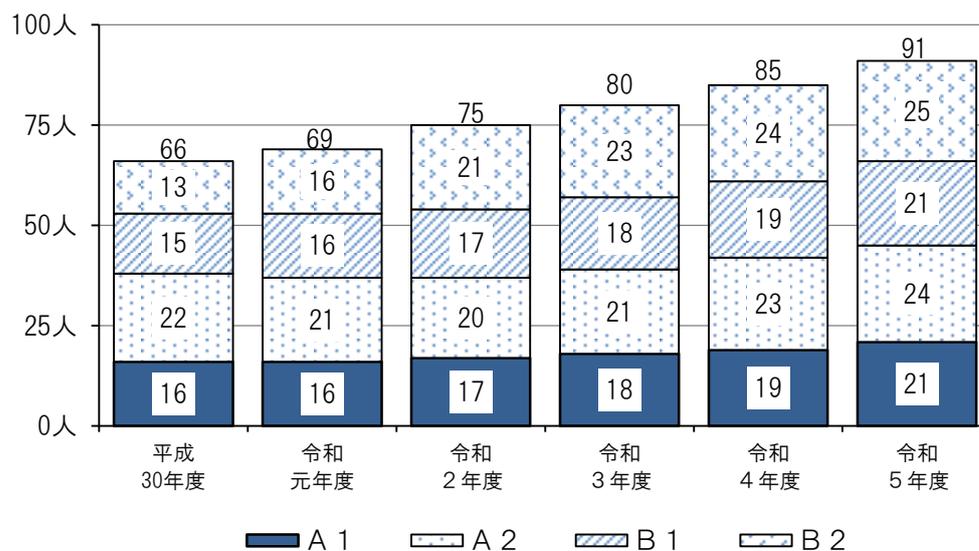
(1) 身体障がい者の推計

本町の身体障がい者数は、令和2年度で336人となり、年々減少傾向にあります。



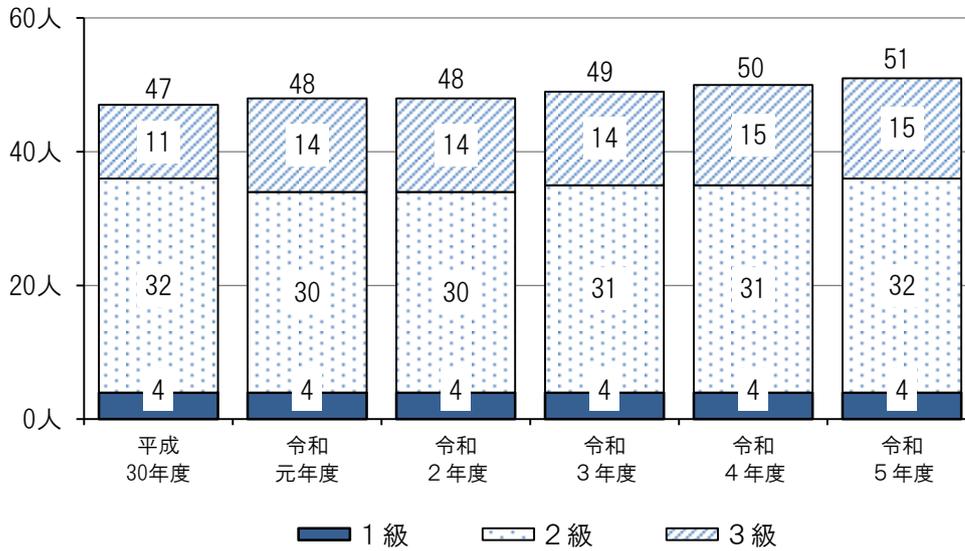
(2) 知的障がい者の推計

本町の知的障がい者数は、令和2年度で75人となり、年々増加傾向にあります。



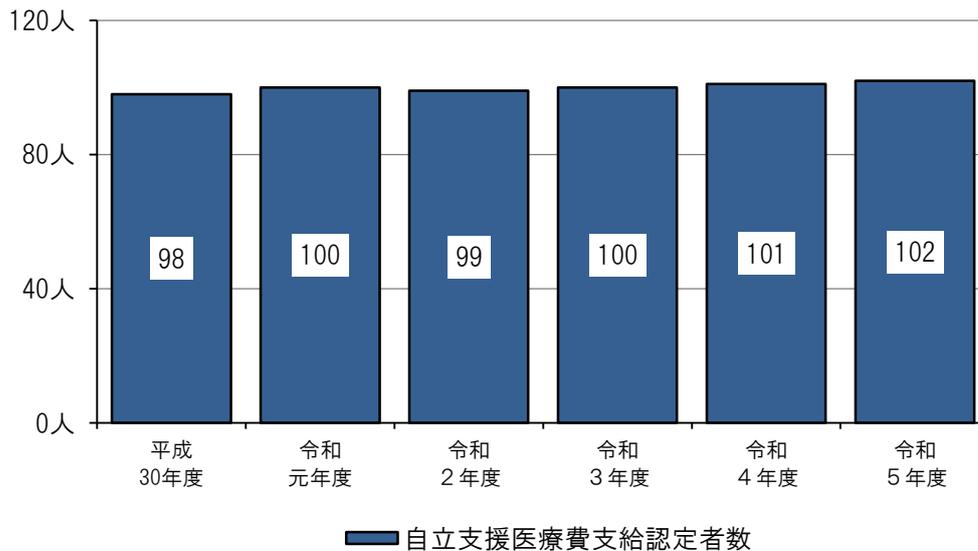
(3) 精神障がい者の推計

本町の精神障がい者数は、令和2年度で48人となり、平成26年度以降2級が最も多くなっています。



(4) 自立支援医療費支給認定者の推計

本町の自立支援医療費支給認定者数は、令和2年度で99人となり、平成26年度以降ほぼ横ばいで推移しています。



第3章 計画の基本理念と基本目標

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念

本町では、真鶴町地域福祉計画・地域福祉活動計画で、少子高齢化が進む中、“みんなで支え合い、分かち合う”ことで、障がいがあっても、病気になっても、認知症になっても、誰もが地域の中で孤立せず、いきいきと安心して暮らせる『まち』の実現をめざしています。

また、障害者基本法が平成23年8月に改正され、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という目的が規定されました。

本計画では、地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念及び障害者基本法の目的に基づき、「一人一人の暮らしを支える、やさしい心の醸成と環境づくり」を基本理念として、障がいのあ
る人もない人も安心して暮らせるまちづくりの実現を図ります。

一人一人の暮らしを支える、
やさしい心の醸成と環境づくり

なお、真鶴町第3期障がい者計画で定めている基本目標のうち、本計画に関連する目標である「障がい福祉サービスの充実」を前提として取り組んでいきます。

(参考：真鶴町第3期障がい者計画 基本目標「障がい福祉サービスの充実」)

障害者総合支援法により実施されている、訪問系、日中活動系、居住系、地域生活支援事業の各サービスについて、身体、知的、精神の障がいにかかわらず希望する人がそれぞれに応じたサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備充実に努めます。

また、地域での生活やサービスの円滑な提供を促進するための相談支援の充実、障がい児支援のサービス提供体制の充実に努めます。

2. 障がい福祉サービス等の体系

訪問系サービス

- * 居宅介護（ホームヘルプサービス）
- * 重度訪問介護
- * 同行援護
- * 行動援護
- * 重度障害者等包括支援

日中活動系サービス

- * 生活介護
- * 療養介護
- * 自立訓練【機能訓練・生活訓練】
- * 就労移行支援
- * 就労継続支援【A型・B型】
- * 就労定着支援
- * 短期入所（ショートステイ）【福祉型・医療型】

居住系サービス

- * 自立生活援助
- * 共同生活援助
- * 施設入所支援

相談支援

- * 計画相談支援
- * 地域相談支援 ①地域移行支援
②地域定着支援

地域生活支援事業

- * 相談支援事業 ①障がい者相談支援事業
②市町村相談支援機能強化事業
③住宅入居等支援事業
- * 成年後見制度利用支援事業
- * 意思疎通支援事業
- * 日常生活用具給付事業
- * 移動支援事業
- * 手話奉仕員養成研修事業
- * 地域活動支援センター事業
- * その他の地域生活支援事業 ①訪問入浴サービス事業
②日中一時支援事業
③スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
④芸術・文化講座開催等事業
⑤自動車運転免許取得・改造助成事業
⑥障害者虐待防止センター等の整備

障がい児支援

- * 児童発達支援
- * 医療型児童発達支援
- * 放課後等デイサービス
- * 保育所等訪問支援
- * 居宅訪問型児童発達支援
- * 障がい児相談支援
(障がい児支援利用計画の作成等)

障害福祉サービス等地域拠点事業所事業

- * 県西あんしんネット

第4章 障がい福祉サービスの充実

第4章 障がい福祉サービスの充実

1. 前期計画の実績について

前期計画の実績をみると、過去3年間で計画値を上回る利用がみられたサービスは、「就労継続支援A型」、「児童発達支援」となりました。今後も利用者のニーズを適宜把握しつつ、町内に事業所がないという状況を踏まえ、サービス提供体制を整えていく必要があります。

事業名	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度			
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	
訪問系サービス	居宅介護	人/月	11	11	100.0%	11	4	36.4%	12	5	41.7%
	重度訪問介護										
	同行援護	時間/月	170	125	73.5%	170	33	19.4%	200	32	16.0%
	行動援護 重度障害者等包括支援										
日中活動系サービス	生活介護	人/月	24	24	100.0%	26	26	100.0%	30	24	80.0%
		人日/月	500	466	93.2%	540	545	100.9%	600	530	88.3%
	療養介護	人/月	3	3	100.0%	3	2	66.7%	3	2	66.7%
	自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
		人日/月	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
	自立訓練 (生活訓練)	人/月	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
		人日/月	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
	就労移行支援	人/月	0	0	0.0%	1	1	100.0%	1	0	0.0%
		人日/月	0	0	0.0%	21	11	52.4%	21	0	0.0%
	就労継続支援A型	人/月	1	1	100.0%	1	2	200.0%	1	2	200.0%
		人日/月	21	23	109.5%	21	39	185.7%	21	41	195.2%
	就労継続支援B型	人/月	17	16	94.1%	20	18	90.0%	20	17	85.0%
		人日/月	430	264	61.4%	470	305	64.9%	470	317	67.4%
	就労定着支援	人/月	0	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
		人日/月	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
	短期入所 (福祉型)	人/月	13	9	69.2%	15	3	20.0%	15	1	6.7%
人日/月		40	33	82.5%	50	24	48.0%	50	31	62.0%	
短期入所 (医療型)	人/月	1	1	100.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	
	人日/月	10	4	40.0%	10	0	0.0%	10	0	0.0%	

事業名		単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
			計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
居住系サービス	共同生活援助	人/月	8	8	100.0%	9	7	77.8%	10	7	70.0%
	施設入所支援	人/月	15	15	100.0%	15	15	100.0%	14	14	100.0%
	自立生活援助	人/月	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
相談支援	計画相談支援	人/月	18	10	55.6%	20	17	85.0%	20	7	35.0%
	地域移行支援	人/年	0	1	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	地域定着支援	人/年	1	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
障がい児支援	児童発達支援	人/月	2	3	150.0%	2	4	200.0%	3	4	133.3%
		人日/月	16	5	31.3%	16	22	137.5%	24	49	204.2%
	医療型 児童発達支援	人/月	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
		人日/月	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
	放課後等デイサービス	人/月	8	12	150.0%	8	11	137.5%	8	6	75.0%
		人日/月	130	123	94.6%	130	117	90.0%	130	65	50.0%
	保育所等訪問支援	人/月	1	1	100.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
		人日/月	2	7	350.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
	居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
		人日/月	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
	障がい児相談支援	人/月	8	2	25.0%	10	5	50.0%	12	0	0.0%

2. 訪問系サービス

【サービスの内容と見込量】

身体障がい、知的障がい、精神障がいの区別なく、共通の福祉サービスを提供しています。訪問系サービスは、家庭にヘルパーが訪問し生活に必要な介護や援助を行うものです。

(1) 居宅介護（ホームヘルプサービス）

身体、知的、精神障がいのある人、障がい児で、日常生活に支障のある人を対象に、ホームヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、家事の援助等を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の障がいがあり常に介護が必要な人を対象に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、家事の援助、外出時における移動の支援などを総合的に行います。

(3) 同行援護

重度の視覚障がいがあり、移動に著しい困難を有する人を対象に、外出時に同行し、移動の援護及び移動時・外出先での視覚的情報の支援（代筆、代読等を含む）を行います。

(4) 行動援護

重度の知的障がいのある人、精神障がいのある人が行動するときに、自傷、異食、徘徊などによる危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人を対象に、事業者が「サービス利用計画」に基づいて、居宅介護（ホームヘルプサービス）等の複数のサービスを包括的に提供します。

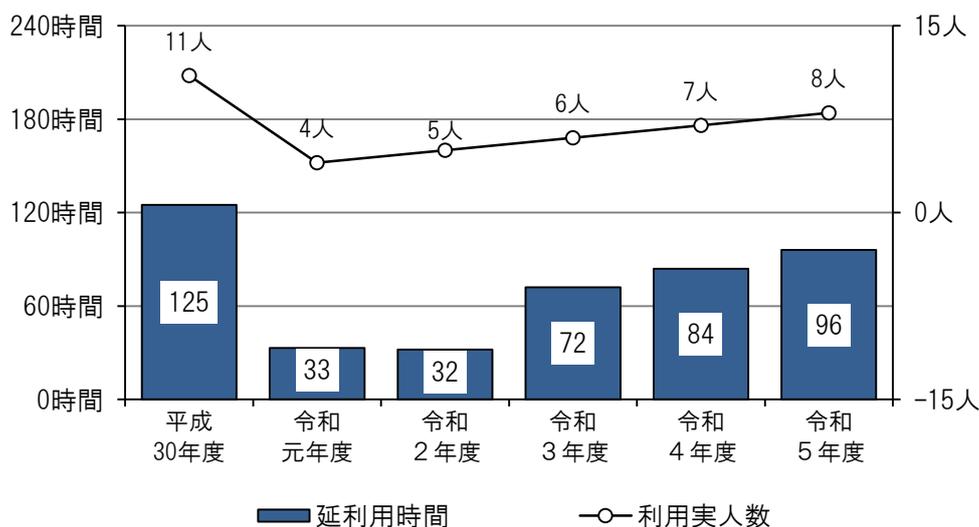
■ 事業量見込み

(人／月、時間／月)

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問系 サービス全体	利用実人数	11	4	5	6	7	8
	延利用時間	125	33	32	72	84	96

※平成 30～令和 2 年度は実績値、令和 3 年度以降は見込み値。

※「訪問系サービス全体」は、居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のすべてを含む。



(6) 見込量確保のための方策

本町には居宅介護事業所がないことから、主に隣接する小田原市及び湯河原町などの事業所からヘルパーの派遣を受けています。今後は事業者の参入促進に努めつつ、現在サービスを利用されている方々には事業所の利用が継続できるよう、近隣市町及び関係機関等に働きかけてサービス提供量の確保を図っていきます。

3. 日中活動系サービス

【サービスの内容と見込み】

日中活動系のサービスは、施設において障がいのある人の昼間の活動を支援するサービスで、生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、短期入所（福祉型・医療型）があります。

（1）生活介護

常に介護を必要とする人に、障がい者支援施設などの施設で、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供を行います。

（2）療養介護

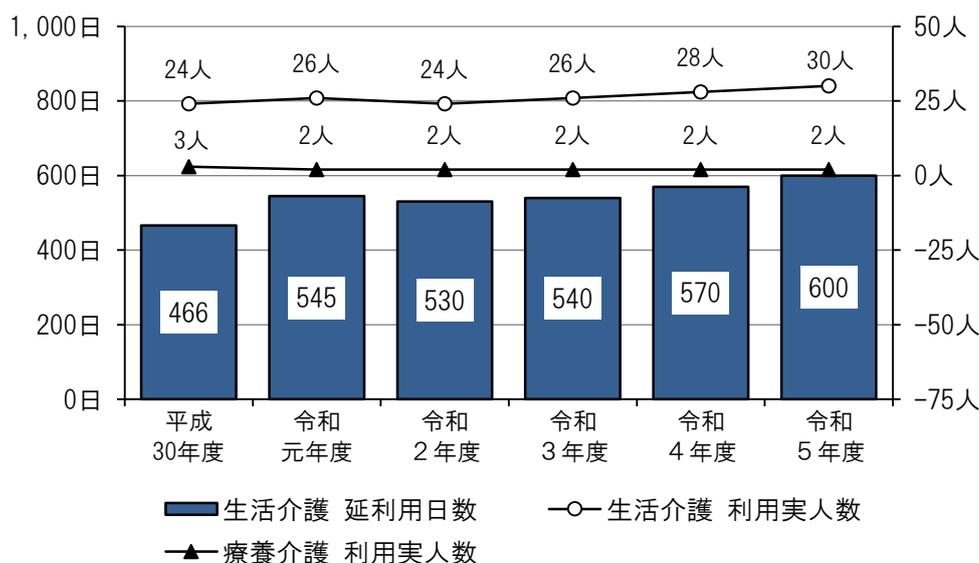
医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

■ 事業量見込み

（人／月、人日／月）

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	利用実人数	24	26	24	26	28	30
	延利用人日数	466	545	530	540	570	600
療養介護	利用実人数	3	2	2	2	2	2

※平成30～令和2年度は実績値、令和3年度以降は見込み値。



(3) 自立訓練【機能訓練・生活訓練】

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

■事業量見込み

(人/月、人日/月)

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立訓練 機能訓練	利用実人数	0	0	0	0	0	0
	延利用人数	0	0	0	0	0	0
自立訓練 生活訓練	利用実人数	0	0	0	0	0	0
	延利用人数	0	0	0	0	0	0

※平成30～令和2年度は実績値、令和3年度以降は見込み値。

(4) 就労移行支援

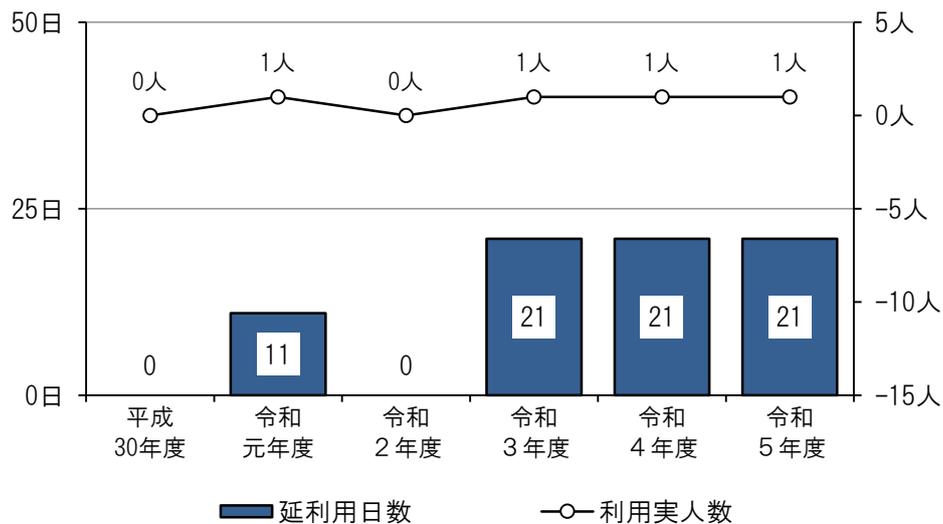
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

■事業量見込み

(人/月、人日/月)

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労移行支援	利用実人数	0	1	0	1	1	1
	延利用人数	0	11	0	21	21	21

※平成30～令和2年度は実績値、令和3年度以降は見込み値。



(5) 就労継続支援【A型・B型】

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■ A型（雇成型）

利用者と事業者が雇用関係を結び、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

■ B型（非雇成型）

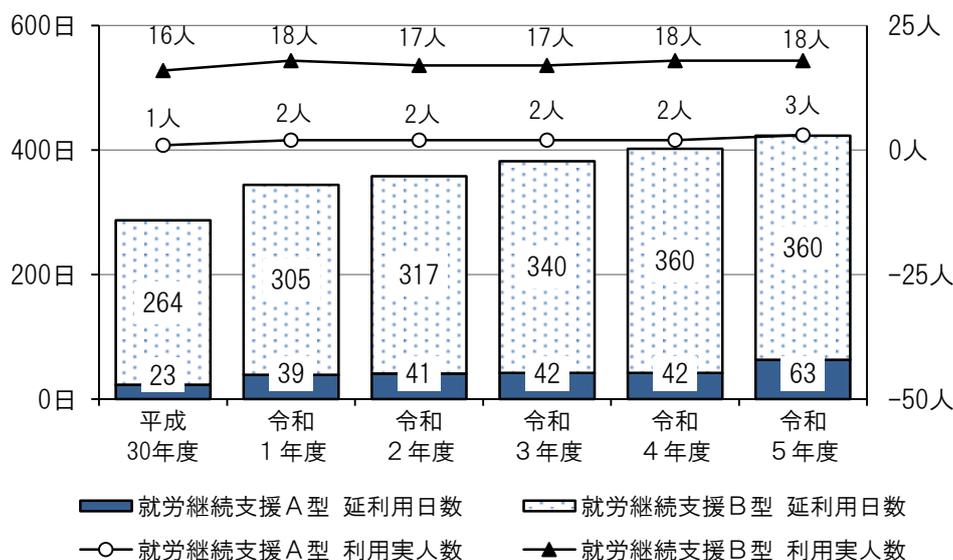
一定の賃金水準のもとでの継続した就労の機会を提供し、雇用への移行に向けた支援を行います。

■ 事業量見込み

(人/月、人日/月)

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労継続支援 A型	利用実人数	1	2	2	2	2	3
	延利用人日数	23	39	41	42	42	63
就労継続支援 B型	利用実人数	16	18	17	17	18	18
	延利用人日数	264	305	317	340	360	360

※平成30～令和2年度は実績値、令和3年度以降は見込み値。



(6) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行したが、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対して、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。

■ 事業量見込み

(人/月)

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労定着支援	利用実人数	0	0	0	0	0	0

※平成30～令和2年度は実績値、令和3年度以降は見込み値。

(7) 短期入所（ショートステイ）【福祉型・医療型】

介護者の病気等の理由により、介護者が一時的に自宅で障がい児・者の介護が困難となったときに、障がい者支援施設等に一時的に入所し、入浴、排せつ、食事等の支援を提供するサービスです。

■福祉型

福祉型は、障がい者支援施設等で実施される短期入所です。

■医療型

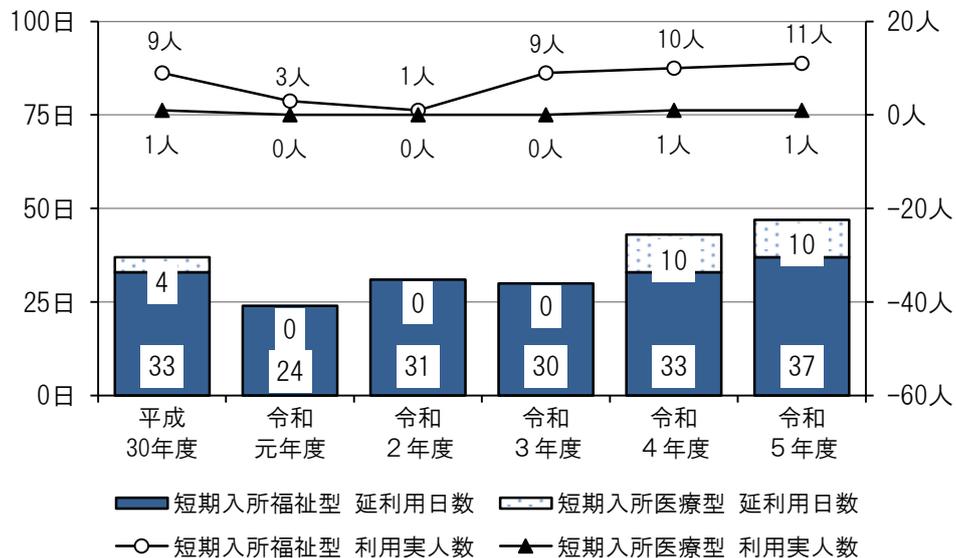
医療型は、病院、診療所、介護老人保護施設において実施され、遷延性意識障がい児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・者等が対象の短期入所です。

■事業量見込み

(人/月、人日/月)

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
短期入所 福祉型	利用実人数	9	3	1	9	10	11
	延利用人日数	33	24	31	30	33	37
短期入所 医療型	利用実人数	1	0	0	0	1	1
	延利用人日数	4	0	0	0	10	10

※平成30～令和2年度は実績値、令和3年度以降は見込み値。



(8) 見込量確保のための方策

日中活動系サービスについては、その多くで利用の増加を見込んでいます。ニーズに対応できるように近隣市町だけでなく、さらに周辺地域の施設や事業所の利用なども視野に入れ、関係機関や団体等とも連携のうえ、サービス提供量の確保を図っていきます。

4. 居住系サービス

【サービスの内容と見込量】

居住系サービスは、主に夜間や休日の生活を支援するサービスで、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援があります。

（１）自立生活援助

施設等を利用していたが、一人暮らしをする方に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

■事業量見込み

（人／月）

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助	-	-	-	0	0	0

※平成30～令和2年度は実績値、令和3年度以降は見込み値。

（２）共同生活援助（グループホーム）

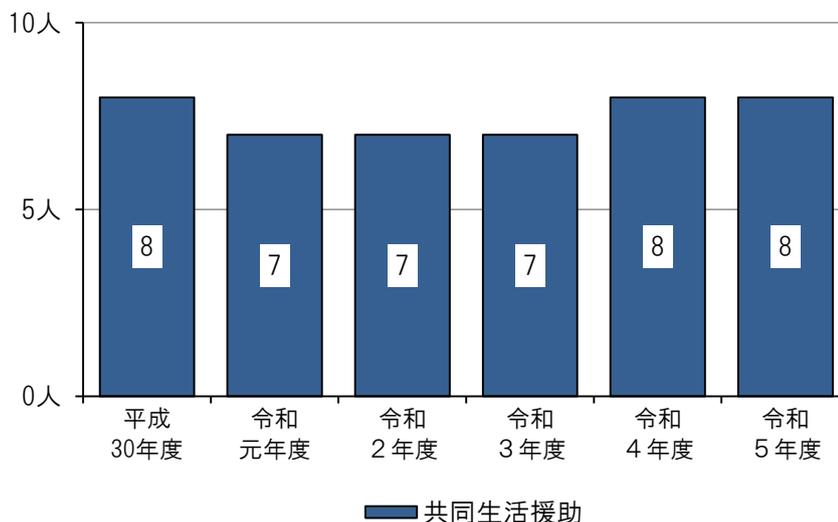
地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある人に対し、主として夜間や休日において、共同生活を行う住居にて相談やその他日常生活上の援助を行います。

■事業量見込み

（人／月）

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
共同生活援助	8	7	7	7	8	8

※平成30～令和2年度は実績値、令和3年度以降は見込み値。



(3) 施設入所支援

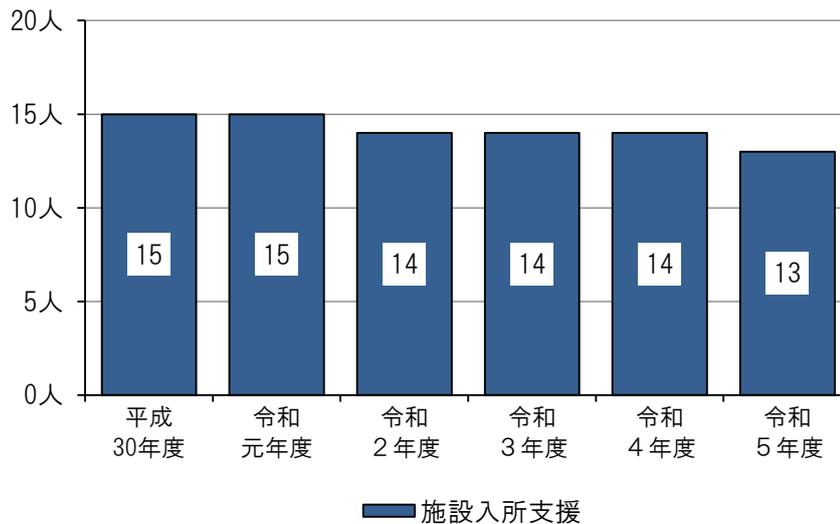
夜間に介護を必要とする身体、知的、精神障がいのある人を対象に、入所施設において夜間における居住の場を提供します。

■事業量見込み

(人/月)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
施設入所支援	15	15	14	14	14	13

※平成30～令和2年度は実績値、令和3年度以降は見込み値。



(4) 見込量確保のための方策

令和2年度の「共同生活援助」の利用者は7名となっており、今後はゆるやかな増加を見込んでいます。「施設入所支援」の利用者は14名となっており、現状と同程度の利用を見込んでいます。「自立生活援助」については、現時点では利用を見込んでいません。

国の指針では、入所施設から地域生活の移行が目標として掲げられていますが、利用できるグループホームやケアホームの確保が難しく、また、新規入所希望の相談もあり、削減するのは難しい状況といえます。

精神福祉分野では地域の受け皿が不足しており、今後も引き続き、近隣市町や関係機関等と連携を取りつつ、施設の整備を進めていきます。また、施設の整備に向けては、地域における精神障がいに対する正しい理解が必要となるため、関係機関、団体等と協力しつつ、地域社会の理解を促進するための普及啓発に努めていきます。

5. 相談支援

【サービスの内容と見込量】

相談支援とは、障がい児・者、その保護者や介護者などからの相談に応じて、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者との連絡調整を行うほか、サービス利用計画の作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

(1) 計画相談支援

障がい福祉サービス等を利用する、すべての障がいのある人が、適切なサービスの種類及び内容が受けられるようにサービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者等との連絡調整を行います。また、一定期間ごとにサービス等の利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しなどの支援を行います。

(2) 地域移行支援

障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対して、住居の確保や地域生活の準備、福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

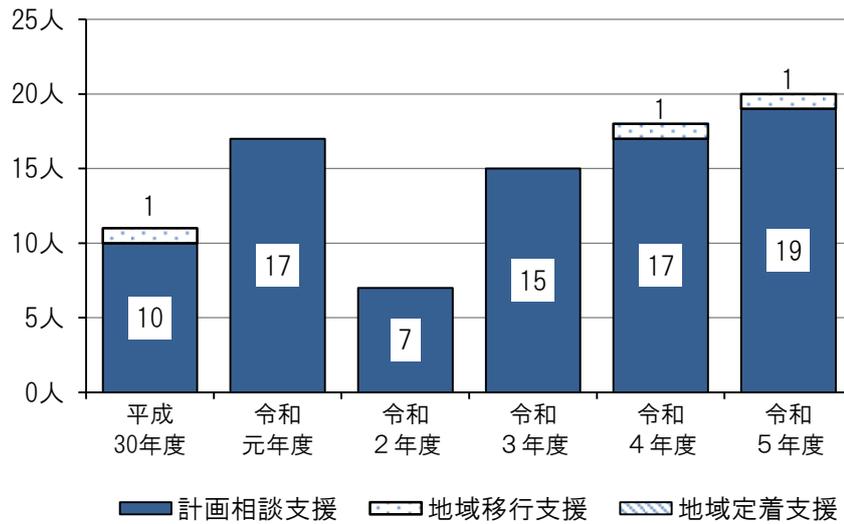
(3) 地域定着支援

居宅において単身、または家庭の状況により同居している家族等による支援を受けられない障がいのある人に対して、常に連絡可能な体制を確保し、障がいの特性に起因して発生した緊急事態等の相談・訪問・連絡などの緊急対応を行います。

■事業量見込み

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援（人／月）	10	17	7	15	17	19
地域移行支援（人／年）	1	0	0	0	1	1
地域定着支援（人／年）	0	0	0	0	0	0

※平成30～令和2年度は実績値、令和3年度以降は見込み値。



(3) 見込量確保のための方策

障がいのある人、または障がいのある児童が適切なサービスを受けられるようケアマネジメントし、サービス等利用計画を作成していけるよう、サービス提供量の確保に努めます。

6. 地域生活支援事業

【サービスの内容と見込み】

地域生活支援事業は、市町村が主体となって、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じて行う事業のため、利用の手続きやサービス支給量、自己負担などは町で独自に定めることになっています。

地域生活支援事業には、国が定める必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。

(1) 相談支援事業

①障がい者相談支援事業

障がいのある人やその家族の相談に応じながら、福祉サービスにかかる情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助を行います。相談支援事業所としては、1市3町(小田原市、箱根町、湯河原町、真鶴町)で共同設置を行い、障がい種別と児童で4事業所に委託しています。

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置については、1市3町で検討していきます。

また、地域自立支援協議会の運営を通して、相談事業の評価や困難事例への対応、さらには地域における情報共有体制の整備等を行い、適切なサービスの提供・調整に努めます。地域自立支援協議会についても、1市3町で共同設置し専門部会等を設けています。

②市町村相談支援機能強化事業

困難ケースへの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために必要な社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を図ります。

③住宅入居等支援事業

一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しながら、保証人がいない等の理由で入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等にかかる支援を行います。

■事業量見込み

(箇所)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障がい者相談支援事業	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター	0	0	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	4	4	4	4	4	4
住宅入居等支援事業(件)	0	0	0	0	0	0

※平成30～令和2年度は実績値、令和3年度以降は見込み値。

(2) 成年後見制度利用支援事業

障がい者やその介護者の高齢化など「親亡き後」の支援も見据え、成年後見制度の利用が有効と認められる知的または精神に障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、これらの方々の権利擁護を図ります。

■事業量見込み

(件/年)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度利用支援事業	1	1	1	1	2	2

※平成30～令和2年度は実績値、令和3年度以降は見込み値。

(3) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。

■事業量見込み

(人/年)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者派遣事業	0	0	0	0	0	0
要約筆記者派遣事業	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	0	0	0	0	0	0

※平成30～令和2年度は実績値、令和3年度以降は見込み値。

(4) 日常生活用具給付事業

重度の身体、知的、精神の障がいのある人、障がい児を対象に、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等を給付または貸与します。

■事業量見込み

(件/年)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
日常生活用具給付事業	127	133	115	122	128	134
介護・訓練支援用具	1	2	1	2	2	2
自立生活支援用具	1	0	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	1	4	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	2	2	2	2	2	2
排泄管理支援用具	122	124	108	114	120	126
住宅改修費	0	1	1	1	1	1

※平成30～令和2年度は実績値、令和3年度以降は見込み値。

※ストマ用装具及び紙おむつの給付事業については、2か月分を1件と計上。

※住宅改修費は、本町では住宅改造費の助成事業として実施している。見込み数はこれまでの利用実績による。

(5) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある身体、知的、精神の障がいのある人や児童を対象に、外出ヘルパーによる個別支援型の移動支援を行います。

■事業量見込み

(人/月、時間/月)

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
移動支援事業	利用実人数	4	4	5	5	6	6
	延利用時間	27	31	41	40	48	48

※平成30～令和2年度は実績値、令和3年度以降は見込み値。

(6) 手話奉仕員養成研修事業

日常生活に必要な手話技術を習得した者（手話奉仕員）を養成します。

■事業量見込み

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話奉仕員養成研修事業	無	有	有	未定	未定	未定

※平成30～令和2年度は実績値、令和3年度以降は見込み値。

(7) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、障がいのある人に対して創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を図るものです。

小田原市、箱根町、湯河原町、真鶴町で3箇所を共同設置しており、町内にも1箇所の地域活動支援センターがあります。

今後も障がいのある人の日中活動の場、社会参加の場として安定した運営ができるように助言や支援を行っていきます。

■事業量見込み（地域活動支援センターⅢ型）

(人/箇所)

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
小田原市、箱根町、湯河原町、真鶴町で共同設置	利用実人数	0	0	0	0	0	0
	箇所	3	3	3	3	3	3
本町設置（ひまわりの家）	利用実人数	3	3	4	4	5	5
	箇所	1	1	1	1	1	1

※平成30～令和2年度は実績値、令和3年度以降は見込み値。

(8) その他の地域生活支援事業

①訪問入浴サービス事業

入浴が困難な重度身体障がいのある人を対象に、居宅に移動入浴車を派遣し、定期的に入浴サービスを提供します。

■事業量見込み

(人/年)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問入浴サービス事業	1	0	0	1	1	1

※平成30～令和2年度は実績値、令和3年度以降は見込み値。

②日中一時支援事業

在宅で介護している家族の就労及び一時的な休息のため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。

■事業量見込み

(人/月、人日/月)

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
日中一時支援 事業	利用実人数	5	1	0	2	3	4
	延利用日数	7	4	0	6	9	12

※平成30～令和2年度は実績値、令和3年度以降は見込み値。

③スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

障がいのある人や高齢者の健康増進、保育園・幼稚園児との交流等を目的とした「ふれあいスポーツ大会」を継続的に実施します。

また、「神奈川県障がい者スポーツ大会」、「神奈川県障がい者スポーツ教室」、「県西地区みんなのつどい」などの事業についても周知を図り、参加を促していきます。

※「ふれあいスポーツ大会」は、例年10月下旬に開催。

④芸術・文化講座開催等事業

誰もが気軽に参加できる「学ぶ場」や「成果を生かす場」などの充実に努めるとともに、多彩な学習推進体制を整備し、自主的な活動や積極的な参加を支援していきます。

また、県西地区障害者文化事業についても周知を図り、参加を促していきます。

⑤自動車運転免許取得・改造助成事業

障がいのある人が自動車運転免許の取得及び自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。

⑥障害者虐待防止センター等の整備

平成24年10月から障害者虐待防止法が施行されており、障がいのある人の人権擁護と虐待防止のために「障害者虐待防止センター」の設置の検討や、成年後見制度利用促進事業の積極的な推進など、県や関係機関、近隣市町等と連携しつつ、人権擁護と虐待防止に向けた体制の検討・整備を図っていきます。

(9) 見込量確保のための方策

障がいのある人本人や家族、地域住民、関係機関等に対しサービス内容とサービス提供事業者に関する情報を提供することにより、事業の円滑な実施を図るとともに、地域の状況や利用者のニーズを把握して利用しやすいサービスとなるよう配慮しながら事業の推進に努めます。

地域交流や研修会、講演会開催周知を通じての普及啓発により障がいのある人への理解を促進するよう努めていきます。

7. 障がい児支援

【サービスの内容と見込量】

「障がい児通所支援」には、地域の中核的な療育支援施設として「児童発達支援センター」の設置、身近な療育の場として「児童発達支援事業」の実施、また、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」や通学中の障がい児の放課後や長期休暇中の生活能力向上のための訓練継続を担う「放課後等デイサービス」などの事業があります。

本町においては、近隣市町や関連機関等と連携し、これらの事業のサービス提供体制の整備を図っていきます。

(1) 児童発達支援

障がいのある未就学児を対象に、通所により日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、その障がい児の身体及び精神状況等や生活環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。

■ 事業量見込み

(人/月、人日/月)

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	利用実人数	3	4	4	5	5	6
	延利用人日数	5	22	49	55	55	66

※平成30～令和2年度は実績値、令和3年度以降は見込み値。

(2) 医療型児童発達支援

児童発達支援において、理学療法等の機能訓練または医学的管理下での支援が必要とされる障がいのある未就学児を対象とします。身体状況に応じて医療的な支援も併せて行います。

■ 事業量見込み

(人/月、人日/月)

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
医療型 児童発達支援	利用実人数	0	0	0	0	0	0
	延利用人日数	0	0	0	0	0	0

※平成30～令和2年度は実績値、令和3年度以降は見込み値。

(3) 放課後等デイサービス

学校に通学する障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

■事業量見込み

(人/月、人日/月)

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
放課後等 デイサービス	利用実人数	12	11	6	10	12	14
	延利用人数	123	117	65	100	120	140

※平成30～令和2年度は実績値、令和3年度以降は見込み値。

(4) 保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等に定期的に訪問し障がい児や保育所のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

■事業量見込み

(人/月、人日/月)

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保育所等訪問 支援	利用実人数	1	0	0	0	1	1
	延利用人数	7	0	0	0	2	2

※平成30～令和2年度は実績値、令和3年度以降は見込み値。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態により、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童に発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して発達支援を行います。

■事業量見込み

(人/月、人日/月)

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用実人数	0	0	0	0	0	0
	延利用人数	0	0	0	0	0	0

※平成30～令和2年度は実績値、令和3年度以降は見込み値。

(6) 障がい児相談支援（障がい児支援利用計画の作成等）

障がい児通所支援を利用する、すべての障がいのある児童を対象に、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況を検証し障がい児支援利用計画の見直しなどの支援を行います。

■事業量見込み

(人/月)

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障がい児相談 支援	延利用人数	2	5	0	6	8	8

※平成 30～令和 2 年度は実績値、令和 3 年度以降は見込み値。

(7) 見込量確保のための方策

本町には、障がい児サービスを提供する事業所がないことから、隣接する小田原市及び湯河原町の事業所を利用している状況で、特に児童発達支援事業については、保護者の送迎の負担が大きくなっています。今後もサービスのニーズは増加傾向であることが想定されることから、近隣市町及び関係機関と調整を図りながら必要なサービス提供量の確保を図っていきます。

8. 障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業（県西あんしんネット）

在宅で生活する重症心身障害児・者、遷延性意識障害者、高次脳機能障害者、行動障害のある人で、障がい福祉等のサービスを利用していないか、もしくはなかなか行き届かない人（支援困難ケースや通常の事業所では対応が困難な人）を対象に、県西圏域の市町による地域連携を活用した登録制の生活サポートのための事業として「県西あんしんネット」を実施しています。

主な事業内容としては、居宅介護と短期入所があり、地域拠点となる事業所でサービスを受けることができます。

この事業は平成 23 年度から本格的に開始されたもので、今後は県西圏域の地域連携を強化しサービス提供体制の充実を目指すとともに、事業の周知を図り利用を促進していきます。

9. 計画の成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

■施設入所者の地域生活への移行

項目	目標値	実績	考え方
令和元年度末の施設入所者数	—	14人	令和元年度末の施設入所者数
令和5年度末における地域生活移行者数	1人 (7.1%)	—	令和元年度末時点の施設入所者数14人のうち、令和5年度末までに6%（1人）以上の人を地域生活へ移行する。
削減数	1人	—	令和5年度末段階での施設入所者の削減数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要です。これも踏まえ、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができる体制づくりが求められています。そのため「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」の「精神障害者地域生活支援部会」での協議や、小田原保健福祉事務所を中心とした県西圏域での精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業への参画を通して、精神障がい者にも対応できる地域包括ケアシステムの構築に努めます。

(3) 地域生活支援拠点の整備

障がい者の高齢化や介護者の高齢化、家族介護力の低下などに対応していくために、グループホームへの入居等の体験の機会の提供や、緊急時の受け入れ態勢の確保、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行う機能を担う体制づくりが求められています。本町ではこの拠点を単独で整備することは困難なため、保健福祉事務所、圏域市町及び自立支援協議会等において協議を行い、「障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」、「障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業（県西あんしんネット）」、障がい福祉サービス事業所等と連携のもと整備に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行者数

■福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値	実績	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	—	1人	福祉施設を退所して令和元年度中に一般就労した人数
令和5年度の一般就労移行者数	2人	—	福祉施設を退所して令和5年度中に一般就労する人数（令和元年度実績（1人）の1.27倍以上）
うち、就労移行支援事業の一般就労移行者数	2人	—	就労移行支援事業を利用して令和5年度に一般就労する人数（令和元年度実績（1人）の1.30倍以上）
うち、就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	0人	—	就労継続支援A型事業を利用して令和5年度に一般就労する人数（令和元年度実績（1人）の1.26倍以上）
うち、就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	0人	—	就労継続支援B型事業を利用して令和5年度に一般就労する人数（令和元年度実績（1人）の1.23倍以上）

※「福祉施設」とは、障がい福祉サービス（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）が対象です。

■就労定着支援事業の利用者数

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

■就労定着支援事業所による支援開始時点からの1年後の職場定着率

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

■重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について

本町には、児童発達支援センターをはじめとする児童発達支援や保育所等訪問支援を提供できる事業所がないため、小田原市にある事業所を利用しているのが現状であり、今後、開設される見込みもないことから、圏域内の市町及び事業者等との連携を図り、必要時に利用できる体制の整備に努めます。

■主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

本町には、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所がないため、小田原市にある事業所を利用しているのが現状です。また、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は圏域内にもないため、支援体制の整備が重要な課題になっていることを踏まえ、圏域内の市町及び事業者等との連携を図り、事業所の確保に努めます。

■医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が身近な地域で適切な支援が受けられるように、障がい児支援等の充実を図るとともに、平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置できるよう努めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保できるように、圏域内の市町及び事業者等との連携を図り、必要時に利用できる体制の整備に努めます。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

都道府県等が実施する研修等を活用し、町職員の障害者総合支援法のさらなる理解を促進します。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくすための取り組みに努めます。

(8) サービス見込量一覧

平成 30～令和 2 年度の本町の状況をもとに見込んだ、令和 5 年度までのサービスの見込量は下表の通りとなります。

	事業名	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問系	居宅介護 重度訪問介護	(人/月)	11	4	5	6	7	8
	同行援護 行動援護 重度障害者等包括 支援	(時間/月)	125	33	32	72	84	96
日中活動系	生活介護	(人/月)	24	26	24	26	28	30
		(人日/月)	466	545	530	540	570	600
	療養介護	(人/月)	3	2	2	2	2	2
	自立訓練 (機能訓練)	(人/月)	0	0	0	0	0	0
		(人日/月)	0	0	0	0	0	0
	自立訓練 (生活訓練)	(人/月)	0	0	0	0	0	0
		(人日/月)	0	0	0	0	0	0
	就労移行支援	(人/月)	0	1	0	1	1	1
		(人日/月)	0	11	0	21	21	21
	就労継続支援 (A 型)	(人/月)	1	2	2	2	2	3
		(人日/月)	23	39	41	42	42	63
	就労継続支援 (B 型)	(人/月)	16	18	17	17	18	18
		(人日/月)	264	305	317	340	360	360
	就労定着支援	(人/月)	0	0	0	0	0	0
		(人日/月)	0	0	0	0	0	0
短期入所 (福祉型)	(人/月)	9	3	1	9	10	11	
	(人日/月)	33	24	31	30	33	37	
短期入所 (医療型)	(人/月)	1	0	0	0	1	1	
	(人日/月)	4	0	0	0	10	10	
居住系	自立生活援助	(人/月)	-	-	-	0	0	0
	共同生活援助	(人/月)	8	7	7	7	8	8
	施設入所支援	(人/月)	15	15	14	14	14	13

	事業名	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
相談支援	計画相談支援	(人/月)	10	17	7	15	17	19
	地域移行支援	(人/年)	1	0	0	0	1	1
	地域定着支援	(人/年)	0	0	0	0	0	0
障がい児支援	児童発達支援	(人/月)	3	4	4	5	5	6
		(人日/月)	5	22	49	55	55	66
	医療型児童発達 支援	(人/月)	0	0	0	0	0	0
		(人日/月)	0	0	0	0	0	0
	放課後等 デイサービス	(人/月)	12	11	6	10	12	14
		(人日/月)	123	117	65	100	120	140
	保育所等訪問支援	(人/月)	1	0	0	0	1	1
		(人日/月)	7	0	0	0	2	2
	居宅訪問型児童 発達支援	(人/月)	0	0	0	0	0	0
		(人日/月)	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	(人/月)	2	5	0	6	8	8	

第5章 施策の推進に向けて

第5章 施策の推進に向けて

1. 計画の推進

町民の日常生活が広域化し、これまでに1市3町の広域で実施している事業も多くありますが、近隣市町との間で共通する行政課題については共同して対応していく必要があります。

今後も、広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り近隣市町との連携を図るとともに、より大きな課題については、国・県との連携のもとに総合的な施策の推進による対応を図ります。

(1) 庁内の連携・協力

福祉・保健・医療の分野を中心に、教育や就労など、障がいのある人の自立生活に関連の深い行政分野との連携を図りサービスの充実に努めます。

(2) 国・県・近隣市町との連携・協力

本計画に定めた各種事業の推進にあたっては、国・県・近隣市町との連携を図り、総合的な施策の推進に取り組みます。

(3) 関係団体との連携・協力

障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、商工団体、自治会、ボランティア団体などの各種の民間団体と連携・協力できる体制づくりを進めます。

2. 計画の進行管理

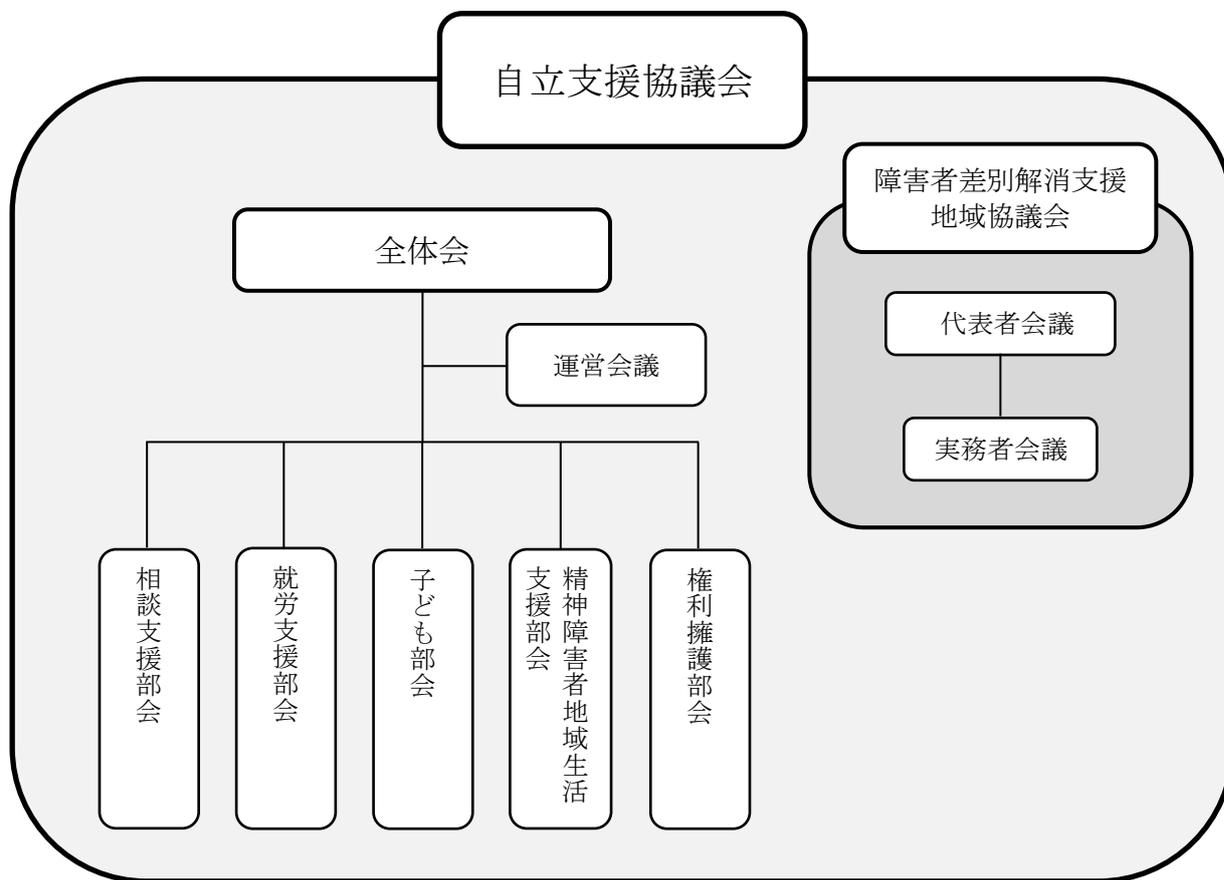
計画の推進にあたっては、各年度において計画の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要となります。

障がい福祉計画におけるサービス見込量や数値目標の達成状況については、定期的に本町と小田原市、箱根町及び湯河原町で共同設置している「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」に報告し、点検・評価を受けるとともに、計画の達成に必要な施策を実施します。

また、必要に応じて関係各機関に対する調査を実施し、事業の進捗状況や課題の把握を行います。

各種の情報・要望については、毎年総合的に内容を分析し、計画の進捗状況の点検と合わせて検討します。

小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会 組織図



※各部会においては、必要に応じてオブザーバーとして関係機関の参加を依頼できます。

真鶴町
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

編集・発行 真鶴町健康福祉課

〒259-0202

神奈川県足柄下郡真鶴町岩 244 番地の 1

TEL 0465-68-1131 (代表)